

農政改革特命チーム第12回会合

平成21年6月24日（水）

農 林 水 産 省

午後5時00分開会

○針原チーム長 定刻となりました。ただいまから農政改革特命チーム第12回会合を開催いたします。

皆様、本日はご多忙中にかかわりませずお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の会合は4月22日の第11回会合以来の開催となります。約2カ月ということですが、事務局であります農林水産省からこの間の検討報告を受けるとともに、今後の検討の進め方について、本日は議論して参りたいと存じます。本日の会合は午後7時までを予定しております。なお、大泉委員におかれましては30分程遅れてお越しになるということでございます。

本日は福田内閣官房副長官補、松元内閣府政策統括官にご出席をいただいております。ありがとうございます。

申しわけございません。これからはカメラの撮影はお控え下さい。よろしく願いいたします。

(プレス退室)

○針原チーム長 それでは、会合の開催に当たりまして、福田内閣官房副長官補からご挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○福田内閣官房副長官補 農政改革特命チーム会合の、今お話がありましたように、4月の11回会合を踏まえて、今日再開されるわけでありまして、その再開に当たりまして、一言ご挨拶申し上げたいと存じます。

ご案内のように、この1月に農政改革関係閣僚会議が設置、内閣の重要課題として農政改革に取り組むこととされました。その閣僚会合の指示のもとに特命チームが設置されて、そこで議論をいただいたわけでありまして、その議論を経て、4月17日に農政改革関係閣僚会合において農政改革の検討方向が決定されたところであります。

また、昨日閣議決定されました基本方針2009におきましても、農政改革を進めて、農林水産政策の新たな展開を図ることとされたところであります。特命チームの皆様方におかれましては、今後引き続き、国民目線、消費者目線、これは官房長官がよくお使いになる言葉でありますけれども、この国民目線、消費者目線を常に意識しつつ、積極的な議論をしていただけることを期待したいと存じます。その際、関係府省の連携のもとでの政策の枠組みづくりや、新たな発想のもとでの政策の立案・見直しなど、この農政改革にふさわ

しい活発な議論を期待したいと存じます。

最後になりますけれども、ご参加いただいておりますアドバイザーの先生方にはこれまでのご協力、ご指導に感謝申し上げます、甚だ簡単でございますけれども、私のご挨拶とさせていただきます。

○針原チーム長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

本チームにおきましては、1月から4月までの間の議論をまとめて、今お話がありましたような農政改革の検討方向を関係閣僚会合に報告し、その決定をいただいたところでございます。その後、4月22日に米政策に関する1次的なシミュレーションをヒアリングいたしまして、その後、農林水産省に対してこの検討方向に基づいた施策の具体化について作業を依頼したところでございます。本日は再開第1回目でございますので、この間の農水省における検討経過及び検討状況を聴取したいと思います。その上で、今後の検討の進め方等につきまして議論を進めたいと考えております。今後の一連のプロセスを経て、農政改革の基本方向、検討方向を、改めて内容付きの基本方向に関する中間取りまとめとしてこのチームの議論が結実することを目指したいと存じますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、検討経過報告及び農政改革の検討状況、資料でまいりますと、議事次第でいきますと2番、3番、合わせて事務局から説明をお願いいたします。簡潔にと申しまして、多分、大部の資料でございますので、1時間程度お時間をいただいて、分かりやすく説明していただければと思います。よろしく申し上げます。

○末松大臣官房政策課長 農林水産省の政策課長でございます。

お手元に資料1と、資料2は2-1と2-2と分かれてございます。順番にご説明させていただきますと思います。

まず、検討経過報告の方を簡単に説明させていただきたいと思います。

最初でございますように、まず4月17日に開催された第2回の農政改革関係閣僚会合において決定された検討方向というのがございますが、それを踏まえて、国民各層のコンセンサス形成に向けた国民的議論に資するようということで、4月22日の11回の農政改革特命チームにおいてシミュレーションの結果を公表いたしました。

このシミュレーション、それから検討方向に関しまして、2にございますように、4月23日から5月22日にかけて意見募集を実施いたしました。これは農業者・消費者を初め、

幅広い方々から延べ568件の意見が寄せられております。

ちょっとページを1枚めくっていただきますと、個別、568件全部いろいろな意見があり、すごく参考になるわけですが、ご意見の一部を紹介すると次のとおりということで、まず基本的考え方のことについては、いくつかポツがありますが、施策、対策等がコロコロ変わり過ぎて困る話ですとか、各対策が複雑に関連しており、現場農家では制度の理解がなされない面が多々あるという話ですとかがございます。それから多かった意見として、国民的議論をきちんと喚起していくということ、それから国民・消費者の意向をこれまで以上に尊重すべきというようなことがございます。

それから、食品の安全性の向上についても意見を伺っておりますし、2ページ目の担い手の話、農地の話についても意見を伺っております。やはりご意見が多かったのが、農業生産・流通、生産調整以外のところの話、それから、その次のページにございます農業生産・流通の生産調整についてのご意見でございました。この生産調整のところのご意見、これもポツがいくつか書いてございますが、一番最初のところに減反見直しは反対というのが書いてありまして、そのような意見をいくつか並べてございます。

それから、中ほどを見ていただきますと、「生産調整未達者の米価維持へのタダ乗り」をなくし、生産調整に参加させる手段としては、一時的な米価下げ、達成者に対する別途補填が有効ではないかとか、生産調整を廃止した方が農家の生産意欲が出るし、米価は下がると思うが、下がっても耐えられる農家が残って、消費者も喜ぶのではないかなど、両論の意見があるというようなことでございます。

次のページを見ていただきますと、農業所得の増大、食料自給力問題、農山漁村対策、連携軸の強化・新たな分野への挑戦についてもいろいろ意見があるということでございました。この貴重な意見を参考にさせて、検討を深めているところでございますし、さらにこれからもそうしていきたいというふうに思っております。

そのまま、次のページの別紙の2のところを見ておいていただきたいのですが、その後、5月11日から5月22日まで、全国の11カ所において意見交換会・座談会を開催いたしました。各地での開催状況、そこに表でございますが、ここでもいろいろなたくさんの方に意見交換会に出ていただき、いろいろな意見をいただいたということでございます。

それから、ちょっとしばらくめくっていただきますと、このような検討とともに、別紙3、平成21年度農林水産関係補正予算の概要ということでございまして、5月29日に成立した補正予算については、ここでも議論いただきました担い手への農地の面的集積、農業

経営体の育成などの関連事業を計上しているということでございます。

それから、まためくっていただきまして、しばらくめくりますと、すみません、ページがきれいについていないんですが、農政改革の展開方向という横向きの資料が出ているかと思えます。別紙4と書いてございます。

6月3日に経済財政諮問会議が開催されまして、石破農林水産大臣から農政改革の展開方向についてご説明をさせていただいたところでございます。この大臣のご説明に際しては、これまで本チームでいろいろ検討していただいたことを踏まえて、次にページになりますが、平成の農地改革に沿った担い手の育成の在り方、それから自給率向上のための米政策・水田農業政策の在り方の検討、それから次のページにあります農山漁村の機能発揮のための支援の在り方ということ、3点に重点を置いてご説明をさせていただいたということでございます。

その次に、今度は一番後ろから5ページ目ぐらいのところに別紙5ということで、昨日閣議決定されました経済財政改革の基本方針2009というのがございまして、ここに農林水産関係、この本特命チームで議論したことに関連するものについての抜粋を作っております。2ページめくっていただきまして、2章の成長力の強化というところで、先ほど福田補からお話しいただきましたように、農政改革については、産業としての持続性、食料の供給力、農山漁村の活力の3つを再生するために脳性改革を進め、農林水産政策の新たな展開を図るということで、ここで議論いただいた点について、5点について記述していただいているということでございます。

検討経過報告については以上でございます。

引き続きまして、農政改革の検討状況について、資料の2-1をご覧くださいと思います。それで、ページをめくっていただきまして、ご説明を開始させていただきます。

表になっておりまして、左側が4月17日におまとめいただきました、「農政改革の検討方向」の検討項目でございます。右側がそれに対する農林水産省の検討状況ということでございます。

まず、基本的考え方のうち、国民的議論の喚起ということにつきましては、政策の企画・立案段階から、ホームページを通じた情報提供や意見募集などを実施するとともに、全国各地で説明会や意見交換会などを開催し、消費者、生産者、流通加工業者、生産者団体、地方自治体など幅広い層の方々に直接説明し、意見交換を積極的に行うなど、国民的議論の喚起に取り組むと。その際、客観的なデータに基づいたシミュレーションの公表を

行うなど、政策の企画・立案に至った背景を明示的に示し、透明性・客観性を持った議論を行うということで行っているということでございます。

4番の国民に信頼される農政の推進については、農林水産省の政策決定プロセスの改善策について、8月の取りまとめに向けて検討を進めるということでございます。6月1日に行われました、第5回農林水産省改革推進本部では、「政策決定プロセスの改善策について」が了承されました。農林水産省の政策決定プロセスを広く国民各層が参画できる透明性の高いものとするべく、特に「国民の声の把握」及び「科学的・客観的な分析」が必要であるとの観点から、上記の素案を踏まえ、職員の様々な観点からの意見を聴取するとともに、政策評価会やパブリックコメントも活用しつつ、第三者から指摘を受けることとしております。

それから、施策・体制・予算の統合と簡素化、用語の簡素化、施策の重点化についてでございますが、国民視点に立った行政を円滑に遂行するため、農林水産省の機構改革として、①「食の安全」の視点を最優先とする組織の実現、②利益相反部門の分離、③農林水産省改革の実効を期し、その永続を担保する体制の構築、④国民のニーズの変化に即応した体制の構築に向け、本省組織の再編成を進めるということでございます。

また、地方農政事務所の原則廃止と地方農政局、本省総合食料局の在り方の抜本的見直しを進めるということで行っております。

農林水産予算については、国民にとってより分かりやすく、使いやすいものとするため、22年度予算概算要求に向けて、目的・手段が類似・重複する事業の廃止、統合及びメニュー方式化の検討を進めるとともに、事後評価を十分に行い、予算の重点化に活用するなど、PDCAサイクルを着実に実施するということでございます。

また、国民の視点に立ち、補助事業の申請手続の簡素化等を実施するということでございます。

5番の政策目標の在り方についてでございますが、国民から共感され、信頼される農政を推進するため、透明性のある分かりやすい政策を展開することが不可欠である。このため、あらゆる政策について、だれでも分かりやすく政策目的を適切に具体化した、実現可能性のあるアウトカム目標を設定、明示する。この政策目標は政策評価などのPDCAサイクルの中で絶えず検証、分析し、予算、制度、機構の見直しに反映するとともに、政策目標自体も状況に応じたものに見直すということで行っております。

次に、検討項目と検討方向ということで、各論でございます。

まず、食品の安全性の向上についてでございます。右側に書いてございますが、食品の安全性の向上に向けたレギュラトリーサイエンスの充実・強化ということでございます。食品の安全性の向上のための取組については、「後始末より未然防止」の考え方を基本とし、農場から食卓にわたるリスク管理を着実に実施することが必須でございます。そのために必要な科学的知見の収集、汚染実態等の調査、安全性向上対策の策定、普及等の取組を強化することが必要であります。食品については、世界的にも民間でなく行政がデータの作成を初めとして安全確保のための取組を講じております。

また、これらの食品の安全に加え、生産資材や動植物防疫等幅広い分野において、科学的知見を規制等の措置につなげるための調査研究や、行政における科学的解析とそれに基づく施策の企画・立案、行政と研究部門の連携の強化等を図ることが必要であるということでございます。

このため、食品の安全性向上に向けて、以下の施策を総合的に推進するということで、(1) リスク管理の推進について、それから(2) レギュラトリーサイエンスの枠組みの充実・強化に向けた体制の整備について記述してございます。この内容については、またいろいろご質問に応じてご説明をさらに深くしたいと思います。もう一個の資料の2-2というのがありまして、そこの1から3ページのところでこの考え方をポンチ絵風にまとめてございます。

レギュラトリーサイエンスの充実・強化に向けた体制の整備等ということで1ページ目に書いてございます。それから、2ページ目に参考として、食品の安全性の向上のための取組として書いてございます。この四角の中にいろいろ書いてありますのは、今ご説明したようなことが書いてございます。それから、3ページ目にリスク管理の推進について書いてございます。

すみません、またちょっと先ほどの文章の表の方に戻っていただきまして、4ページのところにございます、緊急時における迅速かつ適切な判断を可能とする仕組みの構築ということで、食品事故などの問題が発生した際に、行政において迅速かつ適切に科学に基づく判断ができるよう、問題の検証や対処方法の策定等を緊急的かつ的確に実施する体制を整備するということでもあります。

(2) の農産物・食品の安全性向上についてでございます。

食品の安全性向上を初め消費者や実需者等の多様なニーズに応え、以下のとおり、信頼の向上につながるGAPの普及を推進する。

まず、①といたしまして、食品安全、労働安全、環境保全の取組に係る標準的なGAPの策定。標準的なGAPは順次策定される食品の安全性向上のためのリスク低減の指針等を反映することになります。それから、②といたしまして、普及組織なども活用した、よりきめ細やかな工程管理を導入する産地への支援の充実ということでございます。

昨年5月の国会審議における指摘を踏まえまして、HACCP法に基づく基本方針の改正の進捗を進めております。今後もHACCPの普及拡大のために、HACCP法に基づく長期低利融資、人材育成のための研修等の支援を推進します。

HACCP手法の導入が困難な中小零細の食品製造事業者等が食品の安全性の向上と品質管理の徹底に取り組めるよう、それぞれの食品の特性に応じ、国と業界団体が協力して業種別の合理的・科学的な衛生管理手順のマニュアルを作成し、それに基づく一般的衛生管理、品質管理の徹底を図るための施策を重点的に推進するというところであります。

次に、(3)の消費者への食品情報提供の充実による信頼性の向上でございます。

内閣府食品安全委員会、厚生労働省、環境省、農林水産省で設置している「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」などを通じて、食品の安全の確保に関する情報の共有化を進めるとともに、国民に対する分かりやすい情報の提供に努めるということでございます。

②消費者への食品情報提供を充実する仕組みの構築についてでございます。

まず、食品情報開示の仕組みの構築でございます。食品情報の開示の在り方について検討する有識者会議を6月26日から開催し、秋頃を目途にインターネット等による加工食品の原料原産地などの情報の開示の在り方や、通販やネット販売などにおいて開示すべき基本的な商品情報等について方向性を取りまとめることとしております。

この結果を受けて、農林水産省で指針を策定し、指針に沿った情報開示の取組を普及する仕組みを設けることにしております。このことにつきましては、資料2-2の4ページに概要が書いてございます。ご覧いただければというふうに思います。現状のところはピンクと緑で書いてあって、情報開示の充実に向けた対応ということで書いてあります。

それから、その下、食の信頼向上活動評価システムの確立でございます。食品の品質管理や消費者への情報提供など、食への信頼向上活動に意欲的に取り組む食品事業者が民間の主体により適正に評価される仕組みを構築するというところでございます。

具体的には、①食品事業者による食への信頼向上活動について、関係者が情報共有を行う仕組みを構築する。今後、食品事業者や消費者等の参画により持続的に改善していくということであります。

②平成21年度からこの枠組みを活用し、食品事業者や関連事業者が具体的な基準等を作成して、評価・奨励を行うことを促進する。枠組みを活用した食への信頼向上活動に関する評価・奨励の取組例としては、自己評価手法の確立、事業者間の評価の標準化、消費者評価の仕組みの運用、第三者評価結果の活用方策の検討ということでございまして、これは資料2-2の5ページを見ていただきますと、食への信頼向上活動評価システムの確立と、それが自己評価手法の確立ですとか、消費者評価の仕組みの構築ですとか、第三者評価結果の活用方策の話ですとか、事業者間評価の標準化とか、どういうことが進んでいくかということのイメージが書いてあるつもりでございます。

次に6ページに行きまして、担い手の育成・確保についてであります。

まず、(2)の新しい担い手の参入を促す仕組みでございます。「平成の農地改革」を踏まえ、「農地の利用」による農外からの参入促進、農業生産法人制度の要件緩和による外部資本等との連携強化等の新たな枠組みが現場で有効に活用されるよう、経済界等も含め、制度の周知・助言などを行うということでございます。

それから、新規就農者の確保については、①就農準備校や道府県農業者大学校での研修教育などを通じた技術習得の支援、就農後のスキルアップ等に関する支援、新規に経営を開始する者の農地確保や機械の購入等に係る負担を軽減する措置、法人に雇用される形での就農を促進するための農の雇用事業の充実等の検討を進めることとしております。

それから、担い手を育てる仕組みでございます。参入した担い手を「育て支える」機能を充実させる観点から、担い手の意向・特性に応じた支援手法の整備に努めます。小規模農家等から、認定農業者になり、経営発展に成功した優良事例を発掘して、経営発展したコツ等を農林水産省ホームページ等で幅広く周知いたします。

平成の農地改革を契機に、農地の面的集積を推進するための「農地集積加速化事業」など、各種支援策をフルに活用したり、現場での面的集積に係る体制づくりを行うことなどにより、担い手の育成・確保や農地の面的集積に全力を挙げて取り組むこととしております。これにつきましては、先ほどのポンチ絵の方では6ページと7ページに書いてあります。

6ページの方は、担い手をめぐる課題と現在の施策例、それから新たな動きについて流れを整理してございます。

それから、7ページの方には、担い手の育成・確保のための支援策ということで、現在、経営基盤強化法・担い手経営安定法、それから平成農地改革、いろいろなことが書いてご

ございますが、それに加えまして、平成21年度の当初予算、平成21年度の補正予算でどうい
うことがなされているかということ、さらに今後の取組について整理をしております。

次に、6ページの最後、農業経営体が必要な資本、運転資金等を幅広いチャネルで調達
できる方策の検討ということでございます。農協系統や政策金融機関が主体である農業金
融について、農業経営体が必要な資本、運転資金、設備資金等をより円滑に幅広いチャ
ネルで調達できるような方策の検討を進めるということでございます。

これについては、先ほどの横長の方では8ページにその考え方をまとめております。真
ん中に農業経営向けの融資シェアが書いてありますが、系統窓口のシェアが青い矢印であ
りますし、制度資金の方が赤い矢印であるということでございます。

それから、表の方に戻っていただきまして、7ページ、(4)の担い手を支える仕組み
でございます。水田・畑作経営所得安定対策、果樹・野菜・畜産など品目別の経営安定対
策の他、金融、災害対策などの仕組みが現在用意されているが、今後、制度運用の実態や
現場の意見などを幅広い観点から検証した上で、必要な措置の検討を進めます。

中山間地域等において、農地等の地域資源の維持など地域農業の守り手的な役割を担う
法人の位置付けや支援の在り方の検討を進めます。

次に3、農地問題でございます。

(1)「平成の農地改革」の意義と政策効果でございます。今回の「平成の農地改革」
法、これは6月17日に成立いたしました。これにより、①一定の要件のもと、貸借規制
を見直し、多様な担い手の参入を促進する。

②これまで自ら耕作していなければ認められなかった相続税納税猶予について、担い手
に貸し付けられた農地についても適用することや、公的機関が農地を一手に引き受け、担
い手に再配分する仕組みを創設することで、担い手への農地集積を加速化する。

③これまで耕作放棄地があっても、農地の利用権設定が積極的に行われなかった反省に
立ち、農業委員会による農地監視を強化するとともに、持ち主が不明な耕作放棄地につ
いては、一定の手続を経て、所有者の同意がなくても担い手に集積される。

④現行では転用許可が不要である病院、学校等の公共施設の設置を新たに許可対象とし、
違反転用を行った法人に対する罰則を強化するなど、農地転用規制の厳格化を図るととも
に、国及び都道府県がそれぞれ確保すべき農用地面積の目標を定めることを法律上明確に
すること等により、優良農地の総量確保を図るなど、農地の確保や有効利用、農地の集積
による利用促進や多様な担い手の参入を図るための幅広い制度改正が実現いたしました。

(2) でございますが、この農地改革を現場で強力に進めるための方策ということでございます。

8 ページでございますが、平成の農地改革の内容や支援策について、生産現場等に浸透させるためには、①全国、都道府県、市町村段階で関係機関が緊密に連携しつつ、推進体制を構築する。②農業者や農地制度にかかわる行政はもとより、食品・建設業者、NPO を初め、都会のサラリーマンを含めた国民全体に十分に理解してもらえるよう、徹底的な取組を行うことが不可欠である。このことは資産保有的な所有意識が強い中で、特に重要である。

なお、平成の農地改革の実施に当たり、農業委員会が適切に事務を行うことが必須であることから、農業委員会に対しては、その判断基準の透明化や全国的な公平性確保の観点から、審議において具体的な根拠等を明示させること、審議経過のすべてを議事録として公表させることなどの取組を進めるということでございます。これにつきましては、資料 2-2 の方では 9 ページに書いてございます。平成の農地改革の現場での取組の徹底ということで、スケジュールと推進体制と重点周知事項について整理してございます。

その下、耕作放棄地のことでございます。耕作放棄地については、その解消に当たっての課題に対応するため、平成の農地改革による農地制度の見直しを行い、また、所有者と利用者との調整などの再生・利用の取組に対する支援を実施するとともに、水田フル活用や面的集積に向けた施策等を必要に応じて活用することで、その有効利用を目指すこととしております。

①ですが、特に平成20年度に実施した耕作放棄地に関する現地調査の結果、雑草、灌木等の繁茂により現状では耕作できないが、一定の手当を行うことで、耕作が可能になると見込まれる約15万ヘクタールについては、森林化・原野化が進み、農地として再生することが不可能となることを防止し、その有効利用を図るため、平成23年度を目途に農業上重要な地域である農用地区域を中心におおむね10万ヘクタールの再生・利用を目指す。農用地区域以外は市民農園等としての利用を促進すると。

②また、現状で耕作可能な状況の耕作放棄地につきましては、9 ページに移りますが、所有者への働きかけや、引き受け手との間の調整を推進し、また、水田フル活用や面的集積の促進、その他の関連施策を必要に応じて活用し、その有効利用を促進するというところでございます。

③なお、森林化・原野化が進み農地への復旧が困難になっている土地については、必要

に応じ、周辺農地への悪影響の防止や立地条件に応じた利用を図る。

再生・利用の取組の実施主体である耕作放棄地対策協議会については、全都道府県で設置済みの都道府県協議会と連携し、市町村段階の地域協議会の設置を促進するということでございます。これにつきましては、資料2-2の方では10ページに現状と対策と工程について整理してございます。

農林水産省としては、さらなる農地確保の取組を進めるとともに、農村地域の秩序ある土地利用を図る観点から、今後、新たな土地利用計画制度について都市計画制度の見直しを検討している国土交通省と連携して検討を進めると。当面、平成21年度においては、国土交通省と今後の作業日程につき調整の上、具体的な検討方法を確立する方針ということでございます。

次に、4番の農業生産・流通に関する施策の在り方でございます。

まず、(1) 需要を基本とした対策の構築でございますが、農業生産・流通に関して措置されている現行の補助金等が、需要に応じて売れるものを作る取組に支出される仕組みとなっているか点検するということでございます。

(2) 作物別の特性に応じた施策の構築でございます。現在の水田農業の構造改革が遅れていること、生産調整の実施者に不公平感があることを踏まえ、自給力の向上のための米政策・水田農業の在り方について検討を進めます。世界的な食料需給の逼迫の可能性も踏まえ、大豆・麦・米粉用米・飼料用米などの定着・拡大が進むような思い切った生産振興策を検討し、早期に実施に移します。

(3) 米の生産調整の問題でございます。アンケート調査や2次シミュレーションを踏まえ、21年度からの水田フル活用・全面活用の実施状況も検証しながら、①生産調整実施者の不公平感が解消されること、②担い手経営の安定・発展や農業経営者の創意工夫つながること、③大幅な過剰在庫の発生を回避することを基本に、生産調整の在り方について検討を進めます。

次に、5の農業所得の増大でございます。

まず、基本方針ということございまして、農業所得増大に向けた戦略的取組の基本的な考え方。農業所得を増大させるためには、ニーズに対応した高品質化や高付加価値化に努めつつ、生産性の向上を図ることにより、消費者・実需者に選択される農産物の生産・販売力を強化していくことが必要でございます。これは、経営感覚にすぐれた担い手の育成、規模拡大によるコスト低減、産地の育成など、供給面にかかる施策全般を戦略的に展

開することで初めて達成されます。

農業・食料関連産業の生み出す付加価値のうち、農業等の帰属割合は低下傾向にある一方、食品製造業、流通業等の割合は増加し、現在は9割近くに達している。このような状況で所得の向上を図るには、農業者自らが、農業生産に加えて、流通・加工・外食などに積極的に取り組むことが不可欠である。

このためには、直売所の設置や契約取引等の多様な販売チャネルの開拓、ロットやアイテム数の確保等による価格交渉力の強化、一次加工やレストラン等も含めた新商品開発など、農産物を商品として販売する力（販売企画力）の強化が必要である。これに効果的に取り組むため、生産・出荷の単位である産地に着目し、その販売戦略の立案・実行に対し、制度の整備や専門家によるサポートも含めた支援の強化を図ります。

また、このような販売戦略のもと、需要の変化や地域の実情に応じて、総合的に販売価格の向上、販売量の拡大、コストの縮減に取り組む必要があります。各要素に係る取組の主な選択肢としては、以下の事項が考えられ、これらへの支援を重層的に行うことにより、農業所得の向上を図ることとしております。

その以下のものというのが①、②、③とありまして、まず、販売価格につきましては、加工・流通等の取組による付加価値の創出、高品質な農産物の生産とブランド化の生産とブランド化の推進等でございます。

②販売量については、輸入品のシェアが増大している加工・業務用需要に対応した生産・流通体制の整備、輸出の拡大等でございます。

③コストについては、作業規模の拡大によるスケールメリットの発現、新技術の導入等による生産プロセスの改善等でございます。括弧に書いてありますように、それぞれの品目毎に取り組む課題は異なるということでございます。

(2) 品目毎の戦略的対応方針についても書いてございます。これについては資料を11ページ以降、いろいろ付けてありますので、これはまた後でご覧いただければというふう思います。

それから、(3) 横断的事項への対応ということで、まず、流通、加工体制への在り方といたしまして、卸売市場の再編・連携を加速化するため、近年の農畜産物の流通の変化に対応し、全国的な卸売市場の再編成等の方向について検討を進めることとしております。

また、流通コスト削減のための技術の導入・普及については、新技術開発等に加え、生産者から消費者に至るフードチェーン全体での効率的なシステム構築への支援の検討を進

めることとしております。

②が農協の経済事業の在り方ということでございます。農協について、これまでの経済事業改革だけでなく、多様な経営体に対して、どのように総合的・補完的な事業・サービスを提供してくのか、担い手の不足する地域で農業を維持するための農協の役割はどのようなものか、流通が多様化する中で、どのように農畜産物の販売力強化を行うのかなど、今後の農協事業のあるべき姿について検討するため、「農協の新事業像の構築に関する研究会」を立ち上げたところであり、検討結果を9月を目途に取りまとめることとしております。

次に、輸出拡大方策であります。農林水産物・食品の輸出については、近年、拡大傾向で推移してきましたが、昨年は年初来の水産物の輸出の減少に加え、秋以降は世界的な景気後退や円高等の影響により、輸出をめぐる環境は相当厳しく、輸出の本格的な拡大には世界経済の回復が必要な状況となっております。

輸出の本格的な拡大には世界経済の回復が必要であるが、農林水産物等の輸出額を平成25年までに1兆円規模とすることを目指し、輸出をめぐる現状を踏まえた輸出促進施策の適切な見直しを図りつつ、着実に施策を推進するというところでございます。なお、具体的な見直しについては、本年6月末に開催される農林水産物等輸出促進全国協議会総会において了承を得るべく作業を進めております。

見直しに当たっては、輸出環境の整備、品目別の戦略的な輸出促進、意欲ある農林漁業者に対する支援、日本食・日本食材の海外への情報発信の4点を柱として推進すること、日本食文化の重要な構成要素である日本酒等も一体として輸出促進を行うこと等との具体的な検討を進めているということでございます。ちょっとご紹介があれだったのですが、これは20ページと21ページのところでございます。

21ページのところを見ていただきますと、先ほどちょっと申し上げた輸出額の推移が書いてございます。平成16年のころから毎年12%、13%、16%というふうに輸出が伸びてきたわけですが、平成20年度においてはマイナス0.6%ということでございます。これは参考のところに書いてございますように、全体の総輸出額の減少に比べれば少ないわけですが、順調に伸びてきたのがちょっととどまったということがございまして、さらに具体的な見直しを進めているということでございます。

また12ページの表に戻っていただきまして、12ページの一番下のところでございます。次に、経営資源の最適配分ということでございまして、来年3月に策定予定の「農業経営

の展望」において経営資源を最適化する経営像を提出するというところでございます。また、各地域での経営資源の最適配分による所得増大に取り組む者をモデル的に支援することの検討を進めるというところでございます。

次に、6の食料自給力問題でございます。現在あります食料自給率目標については、生産・消費両面の関係者の取組の指針であると基本法上位置付けられております。また、食料自給率の国民への認知度について見ると、内閣府が昨年9月に実施した世論調査によると、食料自給率が低いと思う人が約8割を占めるなど、国民への認知度は高いものとなっております。

他方、食料自給率については、生産、消費の双方の動向で数値が変動すること、カロリーベースでの表示を基本としていることから、畜産や野菜の貢献度が低く報告されること、農業生産の構成要素である農地・人・技術との関係が不明確であり、農業政策の目標として不十分であること等の問題も指摘されております。このため、食料自給率を引き続き国民的な取組の指針とするためにも、補完的に、農業生産の構成要素である農地・人・技術の要因変化によって、農業生産がどのように変化するかを示す指標を開発する方向で検討を進めることといたします。

なお、具体的な指標の開発に当たっては、米の生産調整や農業所得の実情に関する基本方向とも整合性を保ちつつ、学識経験者の技術的な意見も聞きながら、本年秋までに案を示すことにするというところでございまして、これについてはポンチ絵の方の22ページの方に考え方が書いてございます。

次に、食料安定供給に向けた政策的論点でございます。国内生産力を向上させるため、農業技術面からは、農地の周年有効活用技術を確立し、食料自給力を強化するため、パン・中華めん等の高品質小麦の開発や、生産コストを5割程度削減する超低コスト作物生産技術の開発等に取り組、水田の潜在能力の最大限の発揮を目指すというところでございます。

穀物等の国際価格が2006年秋頃から上昇基調で推移した背景には、不作等の短期的な面もあるが、途上国の経済発展による食料需要の増大等の構造的な要因があると考えられます。昨年7月のG8洞爺湖サミットや本年4月のG8農業大臣会合においても、世界の食料生産の促進の必要性が認識されており、このことは我が国の食料安全保障を高めていく観点からも課題でございます。

このため、農林水産省においては、「新たな食料情勢に応じた国際的枠組み検討会」を行い、本年2月、世界及び我が国の食料の安定供給の確保を図っていく上で、我が国から

の海外民間投資の促進を図っていくことが必要であるとの整理を行いました。

これを踏まえ、本年4月、関係省庁・機関から成る「食料安全保障のための海外投資促進に関する会議」を設置し、海外からの食料調達の安定化のための海外民間投資を関係機関一体となって支援するための検討を進めてございます。この会議では、本年夏を目途に海外農業投資を促進するための戦略を取りまとめ、海外投資を戦略的に促進する農産物ですとか地域について具体的な方策を定めることとしており、ODAと日本企業の連携、公的金融等公的支援の活用、農業投資先として有望な国との投資協定の活用、農業投資関連情報の収集・提供体制の整備などについて検討を進めることとしております。これについては、ポンチ絵の方は23ページに書いてございます。

それから、(3)の総合的な肥料対策でございます。「海外原料の安定確保」と「国内資源の有効活用」を柱として肥料確保の取組を推進することとしております。海外原料の安定確保については、輸入商社や経済産業省等の関係省庁等との連携により、中長期的な世界の原料需給動向を調査・分析の上、有効な対応方針を策定することとして、7月中に戦略会議の立ち上げを予定しております。また、この会議の中で、我が国の肥料供給におけるクリティカルポイントを明らかにし、効率的なリスク管理体制の構築に向けた検討を行います。

国内資源の有効活用については、りん酸を含む下水汚泥やりん酸・加里を豊富に含む家畜ふん尿を初めとする未利用・低利用資源の活用を促進することとしております。

さらに、省資源の観点からの肥料確保の取組として、「施肥料の抑制」について一層の取組強化を図ることが必要であります。このため、効果的な施肥コスト低減の対策の在り方の明確化に向けて有識者による検討会を実施しており、近く中間取りまとめを行う予定であります。これは24ページ、25ページのところに書いてございます。25ページのところは、肥料原料（りん酸、加里）の需給の実態ということで、肥料原料の国際指標の推移を指数で表したものが書いてございます。

次は、また表に戻っていただきまして、7番、農山漁村対策でございます。

農山漁村対策の政策上の位置付けについてでございます。「産業政策としての農政」と同様に「地域政策としての農政」は重要なテーマであり、農業及び農山漁村を国民全体で支える視点が重要でございます。そこで、農山漁村活力の再生へ向けた3つのキーワードとして、「地域コミュニティの維持」、「所得機会・就業機会の確保」、「環境保全」を掲げた上で不足項目を検討し、農山漁村対策を現場で効果が実感される対策に再構築いたしま

す。

具体的には、「地域コミュニティの維持」として、衣食住・生活インフラ等の確保、伝統文化の保全、ITインフラの整備等、②「所得機会・就業機会」の確保として、農業の活性化、農商工連携、高付加価値化・ブランド化、産業誘致、新産業創造、都市と農山漁村の共生・対流等、③「環境保全」として、国土、生態系、景観などの保全、地球温暖化防止への貢献等、これらのものを総合的に推進することとし、関係省庁の関連施策を含めて、農山漁村活性化施策の全体像を明確化するためのビジョンを策定いたします。その際、「定住自立圏構想」と「地域マネジメント法人」を密接に連携させ、これを支える土台とします。

「中山間地域等直接支払制度」、「農地・水・環境保全向上対策」、「耕作放棄地再生利用緊急対策」等の従来の直接的な支援は、農業や農業資源などの農業生産活動に着目し、生産条件の格差是正や農業資源の適切な保全管理に着目して支援を行うものでございます。また、地域の多くの農業者等を対象とし、地域の創意工夫を引き出す仕組みとしていることから、地域の高い評価を受けていると考えています。

しかしながら、農山漁村が直面している状況は、高齢化や所得・兼業機会の減少を背景とした集落崩壊の危機など、農業を超えるものであるため、支援対象があくまで農業や農業資源にとどまる従来の直接的支援では必ずしも十分な政策効果が期待できないことが懸念されます。このため、従来の「中山間地域等直接支払制度」等の「良さ」を生かしつつ、これらの対策で十分対応できていないところを補う新たな支援として、地域社会活動への支援や農山漁村が本来有する自然環境の保全など、様々な機能の向上を図る活動への支援について検討を進めることとしております。このことについては、26ページに農山漁村総合活性化対策ということで、今の3つの項目についてどういうことがあるかということを整理してございます。

次に、16ページの農山漁村の活性化のための施策の検証ということでございます。ここは、農山漁村が人口減少や高齢化の進展、経済不況による兼業機会の減少により、地域資源の共同管理、生産活動などを担ってきた集落機能が低下しつつあり、農山漁村の集落が長期的にその活力を維持していくためには、地域自らの創意と責任を持って、将来にわたり地域社会を維持していく仕組みが必要であるということでございます。

そこで、新たなサービス提供や地域資源活用ビジネスを実施する「地域マネジメント法人」を農業集落において、農業生産法人、集落営農組織、農地・水・環境保全向上対策の

活動組織等を母体として設立し、その育成を図っていくことが重要であります。

地域マネジメント法人は、集落機能の低下した地域マネジメント力の維持向上や環境保全活動等を行う主体となるため、新たな住民サービス提供、地域資源活用ビジネス、里地里山等での環境保全等の取組を行う地域マネジメント法人に対する支援の検討を進めます。これらの取組を構築するに当たっては、総務省を初め、関係府省と連携した上で行うことが必要であります。

次に、17ページでございます。中山間地域直接支払いなどの意義と今後の在り方ということでございます。

まず、①中山間地域等直接支払いの効果や実施状況の検証でございます。中山間地域等直接支払制度については、中山間地域における農用地の保全に着目した生産条件の不利補正策として大きな成果を挙げているが、中山間地域では平場に比べ高齢化の進行が著しく、今後ともその進行が不可避でございます。このような中で、このまま何らの対策も講じなければ、将来において農業生産活動が困難と考える高齢農家の多くが協定から離脱していくことが懸念されます。

このため、本制度の今後の在り方については、高齢化の進行等の課題について、中山間地域等総合対策検討会における実施状況の検証等を踏まえて検討を進めることとしております。

農地・水・環境保全向上対策については、活動地域における地域資源の適切な保全やコミュニティ活動の活性化などの効果を検証しつつ、農村地域マネジメントの今後の展開を踏まえ、平成24年度からの次期対策について検討を進めることとしております。

また、山あいの農地面積の狭小な地域などについてですが、新たな住民サービス提供、地域資源活用ビジネス、里地里山等での環境保全等の取組を行う地域マネジメント法人に対する支援の検討を進めるということでございます。

次に8番、連携軸の強化ということでございます。

連携軸強化の必要性は、そこに書いてあるようなことでございまして、(2)の施策の在り方でございます。今後、食品産業や農業などの供給側が、エンドユーザーである消費者や国民のニーズ・期待に応え、食の安全性や品質の確保、環境問題といった今日的課題に対応していくためには、事業者が個々に対応するのではなく、フードチェーン全体で情報を共有しながら相互に連携し、協働して取り組む必要がございます。また、従来、農林水産業者と食品事業者に限られていた連携の枠を幅広い事業者等の参加が得られるものに

見直す必要があります。

このため、フードチェーンを構成する業種間の連携、さらには他産業分野との連携といった新たな産業連携の構築に向け、支援の対象について、①連携事業の実施主体の限定を外し、連携する事業者等を広く対象とする、②事前に設定した事業内容を超えるイノベーション的な内容も対象とするなどの見直しを行い、新たな技術や他産業の有するノウハウを核に、食品産業や農業分野に変革やイノベーション、新たな価値を創出するような取組を重点的に支援できるよう、予算の仕組みや支援体制を再構築いたします。

また、農商工連携を一層推進するため、多様な先進的な取組の創出、本格的な事業化の推進に向けた支援を行います。具体的には、専門的なアドバイスをするコーディネーターの活動強化や、食品製造業と農林水産業との連携だけでなく、観光業やIT産業等の多くの経済主体を巻き込んだ地域ぐるみのモデル的なプロジェクトを推進するために必要な支援の検討を進めます。

18ページ、9番、新たな分野の挑戦でございます。

農業・農村は、豊富な未利用バイオマスや太陽光、水力、風力等の自然エネルギーなどの国民生活に新たな恩恵を与える各種資源が豊富に存在しております。

いくつかございますが、緑と水の環境技術革命の関係でございます。新たな食料資源産業の総合的戦略の策定ということでございます。

豊富な未利用バイオマスや、太陽光、水力、風力等の自然エネルギーなど、農業・農山漁村に賦存する各種資源を活用食料資源産業において、素材・エネルギー・医薬品などの新産業を創出するための総合的戦略となる基本方針を策定いたします。併せて、素材産業やエネルギー産業、医薬品産業等、農業以外の産業や、先端的な研究を行っている研究期間、金融機関、関係府省などを構成員とする協議会を設置し、新産業創出に向けた取組を強力に支援いたします。

2番として、新たな食料資源産業創出に向けた支援体制の整備でございます。農業・農山漁村を基盤とした新産業を今後5年から10年で創出し、農業の活力を取り戻すため、新たな支援体制の構築に向け、検討を進めることといたします。

3番、民間企業の参入リスクの軽減でございます。農業・農山漁村の有する未利用資源を活用した新産業創出に取り組む民間企業の参入リスクを軽減するため、関係府省とも連携し、新たな資金の確保や、今後5年から10年で産業化が図られるよう、必要経費の支援について検討を進めます。

その際、農業・農山漁村の潜在力を活用して、6兆円規模の新産業を創出することに鑑み、必要な資金規模についての検討を進めるということでございます。これについてはポンチ絵の27ページで、緑と水の環境技術革命の実現ということで、緑と水の環境技術革命の具体的なイメージと、それからコンセプト、具体的施策、それから支援対象プロジェクトのイメージをポンチ絵で記しております。

次に、農山漁村IT活用総合化プロジェクトでございます。農業・農村の現状は厳しい状況にありますが、データの活用による管理分析農業や人工衛星活用による栽培管理、他産業との連携など新しいスタイルでの農業の取組が見られます。こうした農業では、世界最高の情報通信基盤・技術が活用されており、今後その普及が期待されます。

このため、関係省庁と連携して、農林水産業初め農山漁村でのあらゆる分野でのITの活用に取り組む地域を支援し、「省力」「売上」「便利」「元気」「安心」の効果を発現させて地域の活性化を図ります。

関係省庁が取り組む内容及びスケジュールについては、まず基本方針の策定でございますが、農山漁村におけるIT活用を総合的に推進するため、関係省庁と連携して、アクションプランとしての推進基本方針を策定いたします。

それから、地域の取組に対する支援措置及び支援体制の整備としては、ITの活用を地域の取組として総合的に推進するための情報通信基盤等に関する支援措置及び支援体制を関係省庁と連携して整備いたします。

①として、農山漁村IT活用総合化プロジェクト推進連絡会議を開催いたします。②として、地域説明会を開催し、各地域でIT総合活用を検討する場を設置いたします。③として、地域協議会が描く総合活用プランの支援として、取組事業に対する支援、説明会等を通じた協議会に対する指導・助言を行います。

スケジュールについては、現在、総務省を初め、関係省庁で構成される「農村漁村IT活用総合化プロジェクト推進連絡会議」の設立準備を進めており、第1回協議会を7月に開催する予定であります。

また、農山漁村の現場でIT活用による地域の活性化が広まり、深まるよう、この秋以降、関係省庁と連携して各地域で説明会を順次開催することとしております。これについては、2-2の資料の最後のページに書いてございます。

最後、食品産業グリーンプロジェクトでございます。業主別食品廃棄物の発生抑制方策の検討やフードバンク活動の促進等、食品関連事業者による食品ロス削減に向けた取組を

進めるための環境整備の検討及び食品リサイクル・ループの構築に向けた食品関連事業者、再生利用事業者、農業者等関係者による取組の支援、地域の実情に応じた資源循環モデルの検討等、効率的な食品リサイクルを進めるための検討を進めるということでございます。

以上、ずっとご説明して参りましたが、この詳細等につきましては本日、総合食料局、消費安全局、生産局、経営局、農村振興局、技術会議事務局等、農林水産省の関係幹部の方々にも来ていただいておりますので、またお尋ねがあればお答えさせていただきたいというふうに思います。

以上であります。

○針原チーム長 ありがとうございます。

これで1時間が経過しておりまして、これだけ聞くと聞き疲れしておられるんじゃないかと思えます。深呼吸しながら会議を続けたいと思えますが、今後あと1時間の時間の使い方でございますが、あと45分ぐらい、現在の説明についてさらなるご質問なりご意見なり、ちょっと簡単な説明だったので、もう少し詳しく説明して欲しいということもあるかと思えますので、6時45分ぐらいまでそういう議論をやりたいと思えます。

また、このさらなる詳細な議論、あるいは詳細な資料につきまして、次回なり次々回まで時間がございますので、今日のところは45分ぐらい。その後の15分で今後の議論の進め方を論議していきたいと思えますので、ご協力下さい。

それでは、どなたからでも、ご質問、ご意見お願いいたします。

中村先生。

○中村委員 大変幅広い総合的な検討で、お疲れさまでございました。それから、ご説明も大変要領よく行われて、理解ができたんですが、1つ基本的なことで、これはやはり、1ページのところに、これは別に全体に係るかどうかわかりませんが、8月の取りまとめに向けて検討を進めるという言葉がありまして、現在、皆さん方ももちろん検討の途中でいろいろ気にされたと思うんですけども、非常に微妙な時期でありまして、8月というのは多分、概算要求のことを意識して8月取りまとめというふうにされているんだと思うんですけども、この方針は、最初にそういうことは私も聞いておりましたけれども、変わっていないのかどうか。むしろ私は、今の政治状況というのは、大体9月ぐらいになればどっちかというのは分かるわけですから、取りまとめというのはむしろそういう段階を考えて想定した方がいいんじゃないかというような気もするんですけども、この取りまとめの時期については既定方針どおりですか。

○針原チーム長 それは私が答えた方がいいと思いますので、私から。

今の8月の取りまとめという言葉は表の1ページ目でございます、農林水産省の政策決定プロセスの改善策について、8月の取りまとめ、これは農林水産省改革というのを別途走らせております。政策の改革ではなくて、省そのものの改革。これは事故米で失った国民の信頼を回復しようというための取組でございますが、その第1項目めは、政策決定プロセスを伝統的な調整型システムから開かれた国民参加型システムに変えていくんだというのがございまして、そのことを8月というふうに、内部規律ということで、それとこの政策改革がタイアップして今進んでいるわけですが、そのことを言っております。

このチームの使命でございますが、冒頭申しましたとおり、基本方向、農政改革の基本方向に関する中間的な取りまとめを夏をめどに行うということでございますので、夏というのは、ご紹介がありましたように、当然、概算要求の指針となるような文章ができればいいということが基本になっておりました。これは取りまとめのやり方、時期につきましても、このチームのメンバーの方々の意見を聞いて決定すべきことではあるわけですが、今ご指摘もありますように、極めて微妙な時期になりますので、夏というのは暑い時期だと考えると、今おっしゃったような9月とか、そういうことも含めた、きちんとした内容ができるような時期にきちんとした方向性を取りまとめるようなことで検討にご協力いただければと思います。

最終的には今後の農政の青写真、当面5年間ぐらいの青写真となります。食料・農業・農村基本計画に最終的には結実する、その一番骨になるところを今検討しているわけでございますので、それが来年の3月ということでございます。それを、ここのチームの検討を踏まえながら関係審議会のご議論をいただき、最後には基本計画の改定なり新設に結び付くわけですが、その後も膨大な作業をしなければいけないので、その前提となるような基本的な要素はこのチームで取りまとめていただければと思っております。

ですから、取りまとめの時期につきましても状況を見ながら、柔軟に考える部分と、やはりスピード感を持つ部分と両方を踏まえながらやっていきたいと思っております。そうは言っても内容が一番大事だと考えております。

○中村委員 今のお話は分かりました。分かりまして、それでずっとご説明を伺って、いろいろな項目にわたっていますので、全部について今私がどうこうコメントするような時間もないし、それから理解力もないかと思っておりますので、気がついたところだけちょっと特別に、私が印象的だったところを申し上げて、さらに何かちょっと補足的にご説明いただ

ければありがたいかなと思うんですが、その項目は実は2つありまして、1つは食料自給率の問題で、今の数値目標というものについてはいろいろな意見もあり、それから問題点もあるので、これを別途見直す方向で検討するという、今のお話だと9月頃をめどにやっていきたいということですが、これは何かそういう検討会みたいなものが既に設けられて議論がされているのかどうかということが1つと、それからもう一つは、一番最後のところで農山漁村総合活性化対策というのは、実はあまり派手ではないんですけども、非常に重要な項目だと思うんですね。これは、突き詰めていけば、一体、日本の農業とか農村というのがどうあるべきかということを目標といいますか、視線の上に置いて考えなければいけない点ではないかと思うんですが、しかし、現実的には非常に難しい項目だと思うんですね。

現実にはそれは、各山村あるいは農村は、もういくつか新しい芽生えというのはもちろんありますけれども、全体として言えば、かなり衰弱した状況にあるということは間違いがないわけで、それはこれまでのいろいろな歴史がそういうふうに来てきたということだと思うんですけども、その点について、これは別に書かれていることは何の文句を言う筋もないんですが、現実がこうで、それで考える方向としてはこうだということが、もう少し分かりやすく理解できるように整理されていると、もっとこの議論の進め方もまた別の考え方があるんじゃないかなというふうに思ったものですから、その辺について若干もし補足的にご説明いただければありがたい。

以上の2点でございます。

○針原チーム長 では、それぞれ回答を求めたいと思います。

まず、自給率の目標の見直しの問題をお願いいたします。

○大澤大臣官房食料安全保障課長 食料安全保障課長の大澤でございます。

自給力問題ということは資料2-1の13ページにございますけれども、そこに書いてあるようなところで、ご質問の趣旨は既にもう検討の場が設けられているのかということでございますが、自給率だけをテーマにした検討の場というのは設けられておりませんが、基本計画の検討というのは既に食料・農業・農村審議会の企画部会を中心として行われておりまして、そこが当然、食料自給率というのは中心的な議論の場でございますので、このような方向を今日お示ししたわけでございますけれども、それを踏まえて、これをどのように具体化していくかというのを検討して参りたいというふうに思っております。

○針原チーム長 農山漁村対策について。

○飯高農村振興局農村政策部長 農村振興局の農村政策部長です。

中村先生からのお話、本当に重く我が省でも受け止めておるんですが、ここに書いてありますように、私ども地域政策というのは、これまで代表的なのは中山間直払い、これは平成12年からやっているんですけれども、これが来年度見直しの時期を迎えています。ちょっと長くなりますけれども、これは各地で非常にいい評価を受けておりまして、中間年の評価も非常にいい評価でした。今、最終評価ということで、これも各県から全部評価書をいただいております、すべてAランク、またはBランク。A、B、C、D、Eとあるんですけれども、非常にいいランクをいただいております。

ただ、これはこれまでの過去のものですから、これを今後5年あるいは10年、同じような対策をこのままそっくりコピーしてやればいいのかというと、決してそうではないと思っています。それは、中山間の地形が大きく変わるということはないんでしょうけれども、そこに住んでいる人は間違いなく高齢化していきます。いろいろなサンプルをとってみますと、新陳代謝があまり起きておらないで、単純に5歳あるいは10歳平均年齢が上がってしまっているというようなこともありまして、平場に比べて大体20年早く高齢化が進行しているという、このまま同じような対策を打ち続けると、本当に村がなくなってしまうようなことも考えられます。従って、まず、中山間の直払い、これはどうするかというのが実は喫緊の問題と受け止めています。

それから農地・水、これも、これは中山間に限らず平場もそうなんですが、共同活動を助長して、農村のいろいろな資源を維持する仕組みというのを今やっておるんです。

今の2つというのが実は私どもの大きな柱、地域を守るための施策なんですが、それはあくまでも農業とか農地に着目したものでございます。今、農村が抱えている問題は、農業所得が随分落ちてしまったということで、あるいは林業所得が落ちてしまったということで、そこで食えなくなったというのもあるんですが、それ以上に兼業所得が随分と落ちてしまっておりまして、結局、勤めるところが大変縮小していつている。建設業あるいはJAの支所とか、あるいは役場とか、そういった地域全体で働く場が非常に厳しい状況になってきているというのが事実です。これに何とか向き合っていくことをしませんと、恐らく今までの農地・水、あるいは中山間をどんなに充実しても支え切れないのではないかなという危機感を持っております。

そこで、ここにちょろりと書いた地域マネジメント法人とかがあるんですが、まだ具体像、はっきりしたイメージは、率直に言って、できておりません。ただ、地域では、例え

ば旧京都の美山町ですとか、そういうところの取組などは、地域の方々が構成員になって、1つの組織体を作って、配食サービス、高齢の農家が買い物に行けない、それを地域全体で配食サービスをする、あるいはコミュニティバスのような形で地域の人が交代で病院に連れて行ってあげるとか、そういった支え合いのようなことを各地でやっていることがあります。こういうのをもっと広範に作れないか。

それからもう一つ、これも漠としたイメージなんですけど、やはりビジネスを作っていないと、ずっと公的資源ということですからすべてを賄うということにも限界がありましょう。何とか地域の資源をうまく活用してビジネスを立ち上げられないか。そのためにはやっぱり農村が美しくないないだめだと思っんですね。

例えば今、ニューツーリズムのような芽が随分芽生えています。家族で農村に行って、体験をして、温泉に入っていく。それが1日、2日ではなくて、もうちょっと長期に行くとか、そのためにもやっぱり農村がうんときれいでないと、里山なんかも竹やぶだらけで、あるいは、ごみがうんとまき散らされてという、そういうことではなかなか新しいビジネスも生まれないと思います。そのための立ち上げ、そういったものを支援できないかと。

いろいろ私どもの省では手が届かない項目がうんとあると思っんですね。それで総務省、国土交通省、環境省、経産省、いろいろな省庁の皆さん方と知恵を出し合いながら、これから少し勉強していくといいますか、知恵を出していきたいと思っております。ちゃんとした答えにはならないのですが、今イメージとしてそういうふうを考えております。

○針原チーム長 今の2点のご指摘は一種の宿題ということにもなるかと思っしますので、今のお答えをもう少しはっきりさせた紙を作って、この場にお示しできたらと思っしますので、農水省さん、よろしく願っいたします。

他にございますでしょうか。

○迫田財務省主計局総務課長 実は個別の項目で私も目についたのは中村先生と同じでして、1つは食料自給率のお話であります。国民への認知度が高いというふうなことで書いてあって、そうおっしゃりたいのはよく分かるんですけども、本当に中身までちゃんと理解した上で食料自給率というものをご理解いただいているかどうかというところが実は、本当は肝だろっと思っんですね。まさにこの13ページに書いてあるように、カロリーベースですよっという話が前提になっているわけで、そういうことの意味合いを踏まえた上で、今の低さなり数字というものが評価されているという意味で認知されているかどうかということ、それを裏側から言うと、例えばもう一つある生産額ベースの食料自給率というこ

ともその違いが分かった上で認知をされているのかというふうな話とか、そういうふうなことが総じて評価をされるということなんだろうと思うんです。

ただ、その上で新たな指標を作るというふうなことでチャレンジをされるということなので、これは是非いろいろと私どもなりにまた見させていただきたいと思っておりますので、ある意味では期待を申し上げたいというふうに思っております。

それからもう一つ、中村先生のご指摘のあった地域政策の部分なんですけれども、いきなり出だしが、15ページの出だしのところで、国民全体で支える視点が重要であるというふうな書き方がしてあって、これは前の4月の時の議論でも、私どもも申し上げたように、まず自分たちでどれだけのことができるかというところが議論の出発点なのであって、いきなり支えるというふうな話でいいのかというふうなことは当然あるんだろうと思うんです。それはある意味ではアプローチの仕方の話かもしれませんが。

この中で、先ほど飯高さんから各省と連携してというふうなお話があって、恐らくここに書いてあることを敷衍していくと、かなり農水省固有の話を踏み出すんだろうと思うんですね。重要なのは、逆に中央省庁だけでできるのかという話の論点も実はもう一つ非常に大事であって、ある意味では地域政策というふうなことになって、農業というところの色合いが薄くなると、農水省のとか、あるいは国の補助金でというふうなことからかなり距離が出てくる可能性が高いのではないかと私は思います。むしろかなり地域固有の課題を地域固有の創意工夫で解決をしていくというアプローチにならざるを得ないので、なかなか国からの補助金だけではないかもしれませんが、国が持っている政策ツールだけで本当に対応できるかというところは忘れてはいけない話なんだろうと思うんですね。

ですから、各省との連携というのは非常に重要だと思いますけれども、もう一つ、地方自治体とか、あるいは冒頭申し上げた地域そのもので何がどこまでできるのかというところを押さえておかないと、私の経験でも地域政策というのは非常に農林の政策の中でも難しくて効果が非常に分かりにくいところだろうと思いますので、そこは忘れてはいけないんだろうというふうに思っております。

これは私、何回か前に申し上げたかもしれませんが、地方自治体も農林水産関係で相当なお金を費やしているはずなんです。当然、単独事業でいろいろなことをやっているということもあると思うので、そこはどういう独自の取組をしているのかというのは是非一回きちっと把握をした上で、地方と国の役所、国の役所の中でも何省かというふうなところ、あるいは地域そのものでやることといったような役割分担をきちっと整理をし

ておかないと、直払いとか農地・水とかというふうな政策ツールだけでは足りないという話ではなくて、もっとアプローチ自体を少し考えておくということも重要なことなのではないかというふうに思っております。それが個別で私が気がついた部分であります。

それで、それぞれ非常に詳細に整理をしてあって、これから私どもの検討の参考になる資料だろうと思えますけれども、一部かなり細かい部分もあるので、この中のエッセンスを我々が集約しながら、取りまとめの方でさらに深度を深めていくということなのではないかという、これは全体についてのお話と、それから、各論の中でいろいろな支援とか施策とかを検討するというふうなことがあるわけです。もちろん大いに検討をしていただいていいんだと思うんですけども、まさにこの資料の1ページ目から2ページ目にかけてのところで、PDCAサイクルというふうな話が自らうたわれているわけですから、是非いろいろな施策を検討するに際しては、これまでの施策というものをじっくり検討して、効果を踏まえた上で、さらに新しいことはどんなことができるのかということの検討というものを是非お願いしたいと思っております。少なからざる農林水産関係予算があるわけありますから、その徹底した見直しということをきちっとやっていただかないと、やはりそこはまずいのではないかというふうに思っているわけあります。

それで、最後に質問を2つ。さっきちょっとお話が出ていた地域マネジメント法人ですか、これはちょっと私、本当にイメージがよくわからないので、もし先ほどの説明に加えてご説明いただけるのであればお願いしたいと思っております。法人ですから、何か法律に基づいて法人格を与えるんだと思うんですけども、そういう従来の法律に根ざした何とか法人では無理なことを、何か新規立法とか法改正をしてやろうというふうなイメージなのかどうなのか。あるいは、そういうがっちりしたことではなくて、取りあえずの名称としてこういうふうに付けているということなのかというところが私にはちょっとよく理解ができていないというお話が質問の1点目であります。

それから、質問の2つ目は、資料2-2の方で、これの7ページで担い手の支援策というふうなことで、7ページの一番右端の今後の取組という欄の一番下の担い手の育成・確保、農地の利用集積が進展するような新たな構造展望を達成するための総合的な工程表を作成するというふうな文言があります。

これは恐らくこの資料の1枚めくった9ページの左側にあるスケジュールというのとはまた違って、意味のある工程表ということなんだろうと思うんですけども、そういうもののイメージ、あるいは、それをいつぐらいまでに作成する予定なのであるかということ

についてお考えがあるのであればお聞かせをいただきたいというのが2つ目のご質問であります。

○針原チーム長 今のご指摘につきましては、先ほど2つを宿題と捉えてということで、次回また説明させていただきたいと思えます。

それから、質問の2つ目、地域マネジメント法人の詳細は、これも次回できればやっていく中で明らかにすべきものかもしれませんが、それから担い手の工程表、これについても次回に譲るのか、今ちょっと何かお答えする部分があればお願いいたします。

○今井経営局審議官 7ページの右下の工程表につきまして、ちょっとコメントさせていただきますが、ご承知のことと思えますけれども、農林水産省では食料・農業・農村基本計画を策定する際には、併せて、いわゆる構造展望というものと経営展望というものを一緒に出しております。従来は閣議決定をするものではなくて、性格はちょっと違うんですけども。新たな構造展望を今度も基本計画と一緒に作っていくだろうと、そういうことで今作業を進めておりますけれども、その新しい構造展望を実現するために、今回の改正農地法等もうまく活用して、いつぐらいまでにどのくらいの数字でというような大まかなスケジュール感が分かるような、目標と到達するためのスケジュールというものを示していこうということで作業を進めております。

基本計画全体の作り方とも関係しますので、官房とも相談をしていきますけれども、一般的には一緒に示していくというのが普通なのかなというような感じをしております。

○飯高部長 迫田さんの地域マネジメント法人のイメージ、よく分からないということで、実は私ども今いろんな議論をしていて、これだと決め打ちするような概念はまだご提示できないんですが、少なくとも今までいろいろな法人があります、地域に。農業生産法人、ここに書いているのもあれば、JAもあるし、いろいろな法人、公社もあります、第3セクター。それと全く別なジャンルの、全然別のニッチのようなものを狙って地域マネジメント法人という固有名詞のような形を念頭に置いているのではなくて、法人の形態はいろいろあるでしょうが、普通名詞といいますか、地域マネージをする、していただく、それは任意団体よりは、やはり法人なんだろう、そういったものを広範に作っていきたいという、そういう思いを持って議論をしているんですが、少なくとも全く違う新しい法人形態を法律で打ち出して、そこにすべての地域の衰弱を支えるような、そういうことを考えていることではないんです。

ただ、いずれにしても、いろいろあるじゃないかと、地域に。何なんだということなん

だろうと思います。それは次回またもう少しイメージがわくように整理をさせていただきたいと思います。

○針原チーム長 その他。

では、大泉先生、よろしくお願いします。

○大泉委員 お話を伺っていて、3点発言をさせていただきたいんですが、1つは、非常に包括的な報告で、それが農政改革のありようを非常に端的に述べておられるので、私自身は腑に落ちるんですが、昔、食料・農業・農村基本法を作った時のことを思い出すような、そうした感触を得ているんですけども、その中で、じゃ、その当時と今とで何がどのように違うのかというふうなこと、これも確かいただいた資料にあったような気もするんですけども、やはりこの1ページに書いているのは政策決定プロセスの問題が一つあるんだろうと思うんです。いったん決めたものが揺り戻されたり、あるいは違った方向へ行ったりする。これは現状を踏まえた形で、いろいろ変更しても構わないんですが、しかし、一度決めたことがどうして変わったのかというオープンな議論をしていく必要があるんだろうというふうな気がするんです。そうした意味では、8月の取りまとめに向けて政策決定プロセスの改善策について議論をするというのは非常に結構なことだろうというふうに私自身は思っております。

それで、2つ目は論点はいろいろにわたっているんですけども、今までのこの会議を作った際に、最も関心のあるイシューというのは、やっぱり米と生産調整の問題だろうというふうに思うんです。それはもっと言うと、保護の仕方、保護の在り方をどうするのかということなんだろうというふうに思うんです。価格政策で保護をするというふうなことでもこれありでしょうし、そうではない直接支払いで保護をする、あるいは対象をどのように絞るかというふうなことだろうというふうに思うんですが、重要なのは、国際的なルールと整合性を持った保護の仕方がどういうことなのか、それが国民の中にどのように着地するのかというふうなことで制度設計をしていくんだろうというふうに思うんです。

それで、私が申し上げた1番目の政策決定プロセスとの関係で言うと、緊急3対策はもう終わったのではないかと。緊急ですから、もう2年前の話は緊急でも何でもありませんよね。緊急3対策が終わったとするならば、現在は元に戻る、米政策改革大綱に戻るのが普通の考えなんだろうというふうに思うんですが、じゃ、米政策大綱で、農業者、農業団体が主役となる生産調整システムというのがどのようにこれから生きてくるのかというふうなことも大きな課題としてあるんだろうというふうに思うんです。あるいは、そ

これはもうどこかの蔵に入ってしまったのかというふうなことも、これは議論をしていかなければいけないだろうというふうに思うんですが、ですから2番目の論点というのは保護の在り方、特に米政策に関する保護の在り方が2番目だとすると、3番目には、私は今度の平成の農地改革を非常に高く評価していて、それで、農業の中での改革が進展する可能性を秘めた改正だろうというふうに個人的には思っております。

そうではあるんですけども、様々なところでまだ改革が足りないようなところが散見をするのですが、それはまた後の議論にするとしても、特に重要なのは農地法改正で意図したことをさらに促進するための促進事業とか、促進法だとか、そういったものを作っていかなければいけないのではないかと。

そういう観点から見ますと、この18ページ以降の連携軸の構築、強化というところは非常に素晴らしいことが書かれているんだろうというふうに思うんですね。新たな地域産業として農業をどのように構築していくのかというふうなことを、先ほど地域政策として、総務省もあれば国土交通省もあり、経産省もあり、環境庁もありというふうな話が出てきましたが、実は地域産業活性化はまさにそうした省庁横断的な政策が必要なわけで、殊、農家、農業団体だけに限った問題ではないだろうというふうに思うんです。

そうした意味から、食品事業者に限るだけではなくて、もっと幅広い事業者の参画を求めるとこの書きぶりは、これからの平成の農地改革をさらに促進する意味合いがあるんだろうというふうに思うんです。課題はやはりそれをどういうふうに具体化していくのかという具体策ですよ。それは基本計画に引き継がれていくものなのかもしれませんが、やはり具体的にいろいろな事業に落としていくわけでしょうから、農村の中にイノベティブなものを作り上げるような、そうした風潮といたらいいんでしょうか、気風といったものを是非作っていただきたいというふうに思います。

そういう意味では、この17ページ以降、18ページ、19ページというのは非常にいいことが書かれているので、農政改革と言えるのかどうか分かりませんが、実際にビジネスをやりながら農村がやっぱり変わる仕掛けだというふうに思いますので、是非推進していただきたいというふうなことであります。

以上でございます。

○針原チーム長 今のご指摘に対して、答えるべきことはございますか。

○平尾総合食料局次長 総合食料局でございますけれども、2番目の米の政策でございますけれども、今日は資料の中で9ページから10ページにかけて書いておりますけれども、

生産調整の問題、ご案内のようにアンケート調査を今、させていただいているというふうなことで、2次シミュレーションを作業中でございます。こういうことをやっておりますので、今先生からご指摘の点も踏まえて、今後さらに検討を深めていきたいと思っております。

○針原チーム長 今の大泉先生のご指摘は非常に示唆に富むご指摘で、私どもの検討をどのようにまとめるかという際に非常に効いてくるご指摘だろうと思っておりますので、チーム員一同、深く受け止めて対処していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

鈴木先生、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員 企画部会の方でも現場の農家の皆さんの声を聞きにいったりして、いろいろと現場の農家の皆さんにご発言いただいておりますけれども、その中で出てきたこととしては、今、経営選択の自由度をできる限り高めるといような方向と同時に、セーフティーネットの充実というものが、またそれがセットであると言われてるように見えるけれども、具体的に本当にどのような形でそれが可能なのか、どのぐらいの水準になるのかというようなことがなかなか見えてこないもので、非常に不安であるということが言われております。

今回お示しいただいた中では、特に地域政策的な側面での直接支払いといひますか、下支えの部分の充実という点をかなり大きく出していただいておりますので、その点は非常にそういう方向に合っているのではないかと思います。もう一点、いわゆる産業政策としてのセーフティーネットというものが今の状態で十分かどうかについては、重ね重ね現場の農家の皆さんからも価格下落が激しく経営計画が立たないというように言われておりますので、その点についてどのように検討するかという方向性が、今回もう少しお示しいただいてもよかったのかなといひますか、その辺り今後の検討にもなると思ひますが、そういうものができる限り具体的な形で、目に見える形で示されるということが先に触れました経営選択の自由度を高めるということの可能性を考える上でも重要になってくると思ひますので、その辺りを踏まえてさらに検討いただければというふうに思ひました。

○針原チーム長 産業政策としてのセーフティーネットの問題ですけれども、どなたかお答えになる方、いらっしゃいますか。

○今井審議官 資料の2-1で、今日説明をさせていただいた資料でいきますと、産業政策の部分は7ページ一番上の部分のところになるわけですけれども、ここにおきましては、4月における検討方向の担い手につきましては、参入を促す、育てる、支える、そう

いう3つの切り口でこれから検討していこうということになっていたわけですが、その3つ目の支えるという仕組みのところは該当するところだと思います。

ここにおきましては、先ほどからも議論がありましたけれども、まずは今、新しい仕組みができておりますので、今できている仕組みである横断的な水田・畑作経営所得安定対策、あとは品目別の対策も今あるわけですので、それを中心に現時点での仕組みが担い手を、経営の安定を支える意味でどのように機能しているのかというのをまず検証して、その必要な措置を検証した上でさらに検討していくんだという段階がこの段階だということだと思います。さらに我々としても検討はしていくつもりですが、今段階では、今できている仕組みを検証して、その先をまた見ていくということで整理をしております。

○針原チーム長 この問題については今日、担い手あるいは経営体支援の問題について、さらっとご説明いただいたわけですが、4月の取りまとめは最優先課題の一つというふうに整理しておりますので、さらに次回以降、資料を充実したものを出していただいて検討していきたいと思います。多分、保護の在り方の論議という問題と、産業政策としてのセーフティーネットの在り方、水準という問題は非常に近接するような課題だろうと思いますので、そういう点も含めてご検討いただきたいと思います。

その他ございますでしょうか。

梅溪さん、どうぞ。

○梅溪内閣府大臣官房審議官 ありがとうございます。2点申し上げたいと思います。

1点目は、大泉先生もご指摘になりました資料2-1の18ページ以降にかかわるところなんですが、申し上げたいのは、ここにはモデル的なプロジェクトあるいは重点プロジェクトという形で、やっていくべきことを推進するということが書いてあります。ただ、大事なものは、できるところの先行的なモデルあるいは先行的なプロジェクト、これをなるべく早く実施に移すということと、実施した上でそのベストプラクティスを全国に早く展開していくような道をつけていくというようなことだと思います。

そういう意味で、この検討状況についてというのがたくさん書いてありますけれども、その中では是非、私が今申し上げました先行的なモデルとか先行的なプロジェクトを早く実施に移して、それを全国展開するという、そういう観点で是非検討を深めていただきたいと思います。

それと、2点目は、この2-1の資料あるいは2-2の資料ともに、21年度補正予算、1兆円規模の補正予算への言及については、担い手の育成のところではされていません。

ただ、夏にこれを取りまとめていく流れでは、22年度の予算要求が念頭にあるわけですから、その流れでは、21年度の補正予算で付けたものがこの農政改革の至急すべき改革の施策に結び付いて、その流れの中で22年度、どういうふうにさらに有機的なつながりを深めていくかという観点が大事だと思います。

そういう意味で、21年度補正予算で掲げられている多くの項目のうち、この担い手育成以外のところにも十分目配りをした政策の検討が必要だと思います。

以上、2点です。

○針原チーム長 今の点について、ご指摘として受け止めるということだろうと思いますが、よろしいですか。何かご答弁がある方がいらっしゃれば。

多分、21年度補正の問題ですが、他にもたくさん、このチームの検討を踏まえた要求をして、それが認められておりますので、できれば次回、補正の予算のうち、農政改革の流れでこういうことを幅広く検討していて、それを受けて今度の宿題返しはこういうふうな工夫をしているんだと、さらに一歩進めるんだというのが分かるような資料を作っていたければ、多分、今の梅溪さんのご指摘に答えられ、我々の検討も進むんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

その他ございますか。

では、鈴木さん。

○鈴木総務省大臣官房企画課長 大変包括的にまとめていただいて、ここに書いてあること自身についてはあまり異論もないですが、ただ、今後進めていく時、さらに基本的に検討をしていく時の視点として、支援をした結果、なるべく産業として自立した農業を目指すことや、ビジネスとして成立させることが必要。先ほどのお答えの中にも地域でビジネスとしてお金が回らないといけないということがございましたが、8兆円強の売上に2兆数千億の国家予算が入っていて、今年はさらに1兆円補正が加わっている。この農地改革だとか、予算を費やして、それが終わった後には構造改革がなされて、自立をして自分のお金で稼いで食料をたくさん作って国民に安心した食料を提供していくというような姿を描きつつ、是非、具体的な施策というのを考えていただきたいというのが基本的なスタンスでございます。

あと2点、これもコメントですが、1つは一番最後の方にICT技術を使うということ、新しい技術のことが書いてございますが、これまでずっと農業というのは、品種改良を篤農家がやってきて、緑の改革で相当の生産量増大が品種改良によってなされて、

世界の食料危機はなくなるんじゃないかと、かつては言われたぐらいです。それに併せて、どちらかというとな労働力を置き換えるというようなところが耕運機や何かでなされてきたんだらうと思っています。よりこれから生産を増やすという意味からすると、品種改良を続けるとともに、労働力を置き換えて、さらに何かというとな、知的な労働の部分、多分、篤農家とかベテランの農家の方々がこういう状況なら植えたらいいとか、肥料をあげたらいいとか、水をやったらいいとかという、知的なノウハウのところをなるべくこういうICTみたいなもので置き換えていっていただいて、外部から入ってきた新規参入の方でもきちんと農業ができて、かなりの収量が上がるというようなことのために知識集約型の農業というのを是非とも進めていっていただきたい。各地の農業試験場においても、ICTだとかバイオだとかという新しい技術が使えるのかというところはかなり具体的に考えていっていただきたい。もう一つは、農山漁村対策のところでは定住自立圏構想と地域マネジメント法人と密接にというようなことがあります。かなり地方自治体も統合を続けて、最近まで3,300あったのが、今は1,770ぐらいになってしまっていて、地方の小さな自治体ですら単独でもう成り立たないというような時代になってきて、定住自立圏で中心市を中心にして、みんなで機能を分担し合いながら地域として成り立っていこうということを考えてございます。個々の地域の中だけで閉じて完結して成り立つかというところはだんだんと疑問を呈されるような状況でもありますので、農業というところの地域だけではなくて、比較的、周辺の一定の圏域を見て、どういったらその地域がきちんと成り立つのかということを考えることが必要だと思います。

地域マネジメント法人という、まだイメージがないということですが、地方自治体でも随分、財政破綻した再建団体という自治体も出てきていますし、地方で作った3セクのところは今大変な状況になってしまっていて、これの清算みたいな話ということも出てきていますので、どちらかというとな、公的な団体というのはなかなか厳しい。逆に言えば、先ほど言ったように、地域でビジネスを起こすことが必要だというお話もございましたので、そうすると、民間の方々に入ってきていただくか、地元の方々が出資をして民間の方がビジネスとして地域をマネジメントしていただくというのができれば一番すばらしいのではないかなと。

その際、今回、農地法改正で農地に関しては随分と利用が緩和されたようではございますけれども、では民間のビジネスとしてやりたい、棚田を観光資源に使いたい、里山を何か観光に使いたいところがあった時に、農地法だけではなくて、多分里山だと、ここは入会地で入会権

がありますと、他の人は勝手に入らないで下さいとか、あるいは水路があると、水利権があつて自由に使えないとかという、その地域を活性化してビジネスを起こそうとした時に、本当に民間の方々がビジネスマインドで考えて自由にできるような環境作りについて是非とも併せて考えていっていただければと思います。

以上です。

○針原チーム長 最初の2つのご指摘はご指摘としてということなのですが、地域マネジメント法人に関するものは、次回それも含めてお答えいただくということでよろしゅうございますか。では、それでお願いいたします。

その他にございますか。よろしゅうございますか。では、資料をお持ち帰りいただいて、まだまだ今日は1回目でございますので、次回以降またご指摘いただければと思います。

それから、事務局にお願いしたいんですが、今日の資料は今後の数回なり、それ以降になるかもしれませんが、検討の前提となる資料ですので、ちょっと委員別にファイルを作って、今日お配りした資料を次回以降持ってこなくてもいいように、ファイルをそれぞれのメンバーの席に置いておいていただいて、次回、こういう資料があつたなというのがその場で検索できるようにしていただければと思います。

ということで、次の議題でございますが、今後の議論の進め方でございます。この点につきましては私からご提案申し上げたいのですが、資料3をご覧くださいますと、幅広い項目を一つ一つやると、もう時間が限りなく経過します。一応指摘をした後は農水省の専門的な検討にお任せするという部分もあるかと思いますが、このチームでは特に重要な課題のうち、重点的あるいはめり張りを付けて議論したいと思います。そういう観点から、先行して議論すべきと考えられる項目を2つのグループに分けてみました。

1つは、今回の資料で各省連携という言葉がかなり広範に使われておりますが、関係省庁との連携のもとに検討すべき項目でございます。当然、農山漁村活性化対策、新しい分野への挑戦、環境技術革命とか、ITというような分野がこれに該当するかと思いますが、そういう項目と、もう一つは、従来の発想で数字を詰める、これも膨大な時間がかかるわけですが、それ以外に、新しい発想のもとに詰めた議論を農水省の専門機関としての検討が行われるべき項目がございます。

例えば農業所得の増大の問題とか、食料自給率の問題、これは数字の作り方が初めてございますので、一度このコンセプトなどを議論していただく。あるいは担い手の問題などにつきましては、実態を踏まえた検討ということで、バックデータなんかも必要になって

くるかと思しますので、そういうものにつきましては、あらかじめコンセプトを明らかにして、作業が重複しないような、二度手間にならないような形でやりたいと思っております。

そういうことで、次回以降、この2項目、2つのグループを先行して、重点的、めり張りを持った議論を行っていきたいと思っておりますが、こういうことでよろしいかどうか、ちょっとご意見を伺いたしたいと思います。

どなたからでも。そういうことで了承していただければありがたいのですが。

では、そういうことで、農水省さんちょっと大変ですが、私も農水省ですが、大変ですが、よろしく願いいたします。

7時5分前でございます。特に今後の検討に当たってご意見があればお申し出いただきたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

○中村委員 これはこれで私は結構だと思いますけれども、さっきちょっと微妙な時期というふうに申し上げて、それから大泉さんも言われましたけれども、米の問題をどういうふうに扱うかというのが、別に一番難しい時期にそういう議論をすべきだということを申し上げているわけではなくて、かなりの一般的な関心事でもあると思しますので、それをどういうふうに取り扱うかというのをちょっと考えておいた方がいいのではないかと、そういう気がしますけれども。

○針原チーム長 確かに米の問題について、1月からいろいろなことがありました。微妙な時期にぶつけてやるのかどうかということについては、今ご指摘のようなことで、やっぱり慎重に考えなければいけない、それはよりよい結果を出すためにも必要だろうと思っております。

その上で、微妙ではない時期がいつ来るのかという問題を踏まえながら、最終的に意味のある成果をどう出すかということで様子を見ながら、その問題については検討したいと思っております。よろしく願いいたします。何かわけの分からない言い方をしてしまいましたが、そういうことでよろしく願いいたします。

それでは、予定の時間もあと数分で来ることになりました。本日の議論を踏まえて、特に農林水産省さん、あるいは連携ものもでございますので、関係府省にも参加していただいて、議論を深めてもらって、次回以降、当チームに報告をお願いしたいと考えております。

次回の日程につきましては、この検討の状況に応じまして、順次報告を受け、議論したいと考えております。資料が調い次第、早急に開催いたします。具体的な日程につきまし

ては後日、正式な文書にてご案内を申し上げたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日はこれにて閉会といたします。どうもありがとうございました。

午後6時57分閉会